

令和2年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

## 12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第150号	令和2年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第151号	令和2年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第152号	令和2年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第153号	令和2年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第154号	令和2年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第155号	令和2年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第156号	令和2年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第157号	令和2年度八戸市学校給食特別会計補正予算	別冊
議案第158号	令和2年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第159号	令和2年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第160号	令和2年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第161号	令和2年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第162号	令和2年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第163号	令和2年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特 別会計補正予算	別冊
議案第164号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	5
議案第165号	八戸市立集会場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	9
議案第166号	八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例 の制定について	13
議案第167号	八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	15

議案第168号	八戸市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について .....	17
議案第169号	八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について .....	21
議案第170号	指定管理者の指定について .....	25
	(福祉公民館及び福祉体育館)	
議案第171号	指定管理者の指定について .....	27
	(新井田道団地市営住宅ほか37施設)	



議案第164号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 丹 野 隆 之







議案第165号

八戸市立集会場条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市立集会場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

延長使用時における上限時間及び使用料の見直し並びに開場時刻の変更に伴う所要の改正をするとともに、使用料の還付等に係る規定の整備をするためのものである。

## 八戸市立集会場条例の一部を改正する条例

八戸市立集会場条例（昭和38年八戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条を削る。

第10条中「使用料」の次に「（以下「使用料」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条を第9条とする。

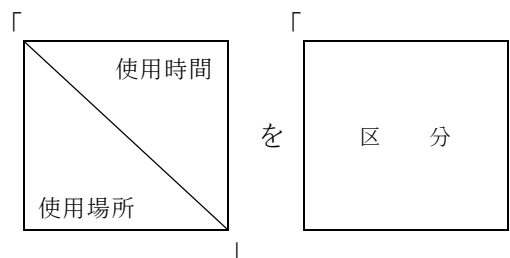
第11条及び第12条を削る。

第13条の見出し及び同条中「使用料等」を「使用料」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する」を「災害その他不可抗力により使用できなくなったとき、その他市長が特別の理由があると認めると認めると改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第14条中「第10条の」を削り、同条を第11条とする。

第15条を第12条とし、第16条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

別表中「第10条」を「第9条」に改め、同表の1の表中



に、「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同表備考第1号中「暖房料は」の次に「、次号及び第3号の規定にかかわらず」を、「1台（」の次に「使用」を加え、同表備考第2号中「5割に相当する額を加算した」を「100分の150に相当する」に改め、同表備考第3号を次のように改める。

- (3) 使用可能時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定使用料（前号の規定に該当するときは、同号の規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150に相当する額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の八戸市立集会場条例別表の1の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。
- 3 施行日以後の使用であって、この条例の公布の際現に八戸市立集会場条例第6条第1項の規定による許可を受けているものに係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。



議案第166号

八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

延長使用時における上限時間及び利用料金の見直し並びに閉館時刻の変更に伴う所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

## 八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例

八戸市文化教養センター条例（昭和60年八戸市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「午後10時」を「午後9時」に改め、同表備考第1項中「使用時間」を「使用可能時間」に改め、同表備考第2項中「100分の165」の次に「（冷暖房料にあつては、100分の100）」を加え、同表備考第3項を次のように改める。

- 3 使用可能時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合の利用料金の額は、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間（当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。）につき、それぞれの規定利用料金（前項の規定に該当するときは、同項の規定により算出した額）の1時間当たりの額の100分の150（冷暖房料にあつては、100分の100）に相当する額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市文化教養センター条例第10条第1項の規定による利用料金の承認の申請その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第167号

八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方税法の一部改正に準じ、保険料に係る延滞金の割合の特例について所要の改正をするためのものである。

## 八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

八戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年八戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。



議案第168号

八戸市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について  
八戸市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小林 眞

理 由

地方税法の一部改正に準じ、使用料等に係る延滞金の割合の特例について所要の改正をするためのものである。

## 八戸市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

(八戸市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 八戸市農業集落排水処理施設条例(平成6年八戸市条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(八戸市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第2条 八戸市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年八戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(八戸市下水道条例の一部改正)

第3条 八戸市下水道条例(昭和53年八戸市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(八戸市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 八戸市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和55年八戸市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(八戸市公共下水道受益者分担金徴収条例の一部改正)

第5条 八戸市公共下水道受益者分担金徴収条例(平成17年八戸市条例第179号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。



議案第169号

八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

道路法施行令の一部改正に準じ、占用料の額を改定するためのものである。

八戸市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

八戸市道路占用料徴収条例（昭和31年八戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	440円	「	510円	に、	
		680円		790円		
		920円		1,100円		
		400円		460円		
		630円		730円		
		870円		1,000円		
		40円		46円		
		4円		5円		
		2円		3円		
		390円		450円		
		240円		270円		
		790円		910円		
		330円	を	380円		
		1,700円		1,900円		
		790円		910円		
		17円		19円		
		24円		27円		
		36円		41円		
		47円		55円		
		71円		82円		
		95円		110円		
		170円		190円		
		240円		270円		
		470円		550円		
		790円		910円		
	」		」			

870円
520円
790円
17円
170円
170円
1,700円
630円
17円
170円
17円
170円
1,700円
870円
790円
Aに0.034を乗じて 得た額
170円
79円
Aに0.017を乗じて 得た額
Aに0.024を乗じて 得た額

を

930円
560円
910円
19円
190円
190円
1,900円
730円
19円
190円
19円
190円
1,900円
930円
910円
Aに0.033を乗じて 得た額
190円
91円
Aに0.016を乗じて 得た額
Aに0.023を乗じて 得た額

に、

Aに0.034を乗じて 得た額
Aに0.017を乗じて 得た額

を

Aに0.033を乗じて 得た額
Aに0.016を乗じて 得た額

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用の期間が令和3年度以降にわたる場合の同日以後の占有に係る占有料の額については、改正後の八戸市道路占有料徴収条例の規定を適用する。



議案第170号

指定管理者の指定について  
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、福祉公民館及び福祉体育館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市福祉公民館

(2) 八戸福祉体育館

2 指定管理者

三八五ふれあいネット

代表者

八戸市江陽二丁目18番37号

三八五バス株式会社

代表取締役 安 達 清 幸

構成員

八戸市城下四丁目19番15号

三八五交通株式会社

代表取締役 小笠原 修

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第171号

指定管理者の指定について  
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和2年12月1日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、新井田道団地市営住宅ほか37施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

## 1 公の施設の名称

- (1) 新井田道団地市営住宅
- (2) 八幡団地市営住宅
- (3) 吹上団地市営住宅
- (4) 多賀台団地市営住宅
- (5) 松野団地市営住宅
- (6) 白銀台団地市営住宅
- (7) 是川団地市営住宅
- (8) 緑ヶ丘団地市営住宅
- (9) 大久保団地市営住宅
- (10) 河原木団地市営住宅
- (11) 松園町団地市営住宅
- (12) 岬台団地市営住宅
- (13) 八重坂団地市営住宅
- (14) 日計団地市営住宅
- (15) 新丁下団地市営住宅
- (16) 坂ノ上団地市営住宅
- (17) 三島団地市営住宅
- (18) 類家南団地市営住宅
- (19) 石手洗団地市営住宅
- (20) 旭ヶ丘団地市営住宅
- (21) 白山台ヒルズ団地市営住宅
- (22) 市野沢団地市営住宅
- (23) 松内場団地市営住宅
- (24) 中央団地市営住宅
- (25) 築畑団地市営住宅
- (26) グリーントウン団地市営住宅
- (27) 番町ヒルズ団地市営住宅
- (28) 白銀いかずち団地市営住宅
- (29) 熊野堂団地改良市営住宅
- (30) 居合団地改良市営住宅
- (31) 西道団地改良市営住宅

- (32) 緑ヶ丘団地改良市営住宅
- (33) 松園町団地改良市営住宅
- (34) 八重坂団地改良市営住宅
- (35) 田端団地改良市営住宅
- (36) グリーントウンA型地域特別賃貸住宅
- (37) グリーントウン特定公共賃貸住宅
- (38) 若者定住促進賃貸住宅

## 2 指定管理者

清掃テクノ・東北産業グループ

代表者

八戸市城下四丁目12番5号

株式会社清掃テクノサービス

代表取締役 中 嶋 満

構成員

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平1番地865

株式会社東北産業

代表取締役 上 山 貢

## 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで